

5 政倫審第 1 号  
令和 5 年 8 月 8 日

中間市長 福田 浩 様

中間市政治倫理審査会  
会長 中 尾 寿 子

資産等報告書等意見書の提出について

中間市政治倫理条例第 1 1 条第 3 項の規定により、別紙のとおり資産等報告書等  
意見書を提出する。



令和 5 年

資産等報告書等意見書

( 令和 5 年 8 月 8 日 )

中間市政治倫理審査会

# 目 次

1	資産等報告書等の提出状況	1
2	資産等報告書等の記入状況	1
3	資産等報告書等の訂正等の申出	1
4	審査の経過	1
5	審査の方法	1
6	資産等報告書等の審査結果	2
7	審査意見	2
8	政治倫理審査会委員名簿	4
	[資料1] 資産等報告書等の記入状況	5
	[資料2] 審査の経過	7
	[資料3] 資産等報告書等の審査方法について	8

## 1 資産等報告書等の提出状況

中間市政治倫理条例（平成7年中間市条例第31号。以下「条例」という。）第5条に規定する資産等報告書、第6条に規定する所得等報告書、第7条に規定する関連会社等報告書及び第8条に規定する税等の納付状況報告書（以下「資産等報告書等」という。）の提出状況は、次のとおりであった。また、条例の規定する日に遅れた者として指摘すべき者は、該当がなかった。

なお、資産等報告書等を提出すべき者のうち、副市長については令和3年12月31日に前副市長が任期満了をもって退任して以降、教育長については令和5年1月3日に前教育長が任期満了をもって退任して以降、提出期限において在職している者がおらず、資産等報告書等を提出すべき者が存在しないことから、この意見書においても「市長」と表記すべきところであるが、条例及び中間市政治倫理条例施行規則（平成7年中間市規則第15号。以下「規則」という。）において「市長等」という文言が使用されていることから、これにならい、この意見書においては、「市長等」と表することとする。

- (1) 資産等報告書提出義務者：17人（うち提出した者：17人）
- (2) 所得等報告書提出義務者：17人（うち提出した者：17人）
- (3) 関連会社等報告書提出義務者：17人（うち提出した者：17人）
- (4) 税等の納付状況報告書提出義務者：17人（うち提出した者：17人）

## 2 資産等報告書等の記入状況

条例により提出された資産等報告書等の各項目の記入状況は、[資料1]のとおりである。

## 3 資産等報告書等の訂正等の申出

規則第8条（報告書の訂正等）に基づき訂正等の申出を行った者は、該当がなかった。

ただし、税等の納付状況報告書について、2人の議員から議長を通じて(1)のとおり訂正を行った同報告書の写しの提出があったため、規則第8条に規定する期間を超過していたものの、これを受領した。また、資産等報告書について、後述6(2)のとおり調査を行った結果、1人の議員から議長を通じて(2)のとおり同報告書の写しの提出があったため、規則第8条に規定する期間を超過していたものの、これを受領した。

- (1) 税等の納付状況報告書について訂正等を行った者
  - ア 令和2年度から令和4年度までの記入誤りがあった者：1人
  - イ 令和3年度及び令和4年度の記入誤りがあった者：1人
- (2) 資産等報告書の訂正を行った者：1人

## 4 審査の経過

令和5年6月13日に市長から審査請求を受け、同年7月11日及び同年8月8日の2回にわたって審査を行った。審査の経過は、[資料2]のとおりである。

## 5 審査の方法

「資産等報告書 所得等報告書 関連会社等報告書 税等の納付状況報告書」に掲載された順に従い、記入漏れ、誤記等の点検を行うとともに、今回提出された資産等報告書等と前年度に提

出された資産等報告書等及び前々年度に提出された資産等報告書等又は就任時に提出された資産等報告書とをそれぞれ提出者ごとに比較し、審査を行った。審査の方法の詳細は、[資料3]のとおりである。

## 6 資産等報告書等の審査結果

条例第 11 条第 1 項の規定により市長等から市長に提出された資産等報告書等及び議員から議長を通じて市長に提出された資産等報告書等の写しについて、令和 5 年 6 月 13 日に市長からの審査請求を受け、審査を行った。その結果については以下のとおりである。

本年の審査は、参集による会議の方法により、条例等に規定された記入要領等に基づき、報告書の提出漏れ、記入漏れがないかなどの形式的審査を行い、その後、提出者ごとに資産等報告書等の内容について、同一年度における各報告書の整合性や前年及び前々年の各報告書の内容との比較によりその増減の推移を確認し、地位による影響力を不正に行行使しての資産の増減や所得の増減の疑い等がないかといった実質的な審査を行った。

- (1) 市長等から提出された資産等報告書等については、条例及び規則に沿って作成されており、おおむね良好であった。
- (2) 議員から議長を通じて提出された資産等報告書等の写しについては、おおむね条例及び規則に沿って作成されていたが、記入漏れ、誤り等がある者があった。

これを踏まえ、資産等報告書等の記載内容に関しその内容を確認すべきと思料された 3 人の議員に対し、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、調査を行った。これに対する回答は、おおむね合理的なものであったことから、事情聴取は行わなかった。

なお、報告書において明らかな疑義や審査会の過去の審査経過に照らして確認を要すると思われる事項について、審査会の会議の前に事務局を通じて確認を求めており、昨年まではこれにに応じていたが、本年はそれには応じないとのことであった。

## 7 審査意見

- (1) まず、一部議員について、自身が世帯主でなく、納付義務がないことにより、「0円」と報告されていた国民健康保険税に関し、当該世帯主が負担すべき税額及びその納付状況について積極的に報告がされたことについて、審査会として評価したい。また、令和 5 年 7 月 1 日付けで新たに就任した副市長及び教育長について、条例の定めるところにより速やかに誓約書が提出されたこと、とりわけ副市長に関しては、本年の審査対象ではないにもかかわらず、資産等報告書が併せて提出されたことについて、審査会として評価したい。

なお、税等の納付状況報告書の訂正について、報告の誤り自体は今後の改善を求めるところであるが、それについて自発的に訂正をしたことについては、政治倫理の向上の観点からは一定の評価をしたい。

- (2) その上で、更に報告内容の信ぴょう性を高め、市民への説明責任を果たすため、審査会の意見として審査の方法及び提出書類に関し、次の点について更なる改善を要望する。

ア まず、資産等報告書について、当座預金、普通預金又は普通貯金の額、取得金額が 100 万円以下の軽自動車等、当該項目において記載すべき条件に該当しないことにより記載されていない事項についても、資産等の増減の把握のために必要であることから、記載されるよう

引き続き要望する。

この点、普通預金及び普通貯金については、生計に供されるものであるという性質上、報告の対象とされていない自治体が多い。しかしながら、昨今の経済事情により定期預金又は定期貯金の金利と差がなくなっており、あえて定期預金又は定期貯金とはせずに普通預金又は普通貯金に留め置くことが増加し、これにより資産の状況の把握がより困難になることが想定される。とりわけ、借入金の返済や定期預金、普通車や有価証券の取得の原資が普通預金又は普通貯金であった事実を踏まえると、他の自治体の動向にかかわらず、本市の政治倫理向上に向けた対応として、普通預金又は普通貯金についても報告の対象とするよう強く要望するものである。

イ 次に、所得等報告書について、その記載に当たっては、現在、報告者の所得金額について記載することとされているが、これに加えて報告者の収入金額を記載されるよう要望する。所得金額は、収入金額から必要経費等の控除金額を差し引いたものである。そのため、所得金額の記載のみでは実際の収入内容が明らかにならず、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ったものか否かを判断し得ないことから、収入金額の記載を引き続き要望するものである。

ウ 次に、関連会社等報告書について、報告の対象となる法人について、現在、慣行として一部事務組合その他の地方公共団体については記載されていないが、市民に対してより正確な状況を明らかにする観点から、それらを含めて記載されるよう引き続き要望する。

また、基準日において報酬を得ている法人が報告の対象とされているが、報酬を得ていない法人等についても、その役員、顧問その他の影響力のある職についている場合は、「自己の地位の影響力を不正に行使」していないことを証するため、その報告をするよう要望するものである。

エ 次に、各報告書による報告内容の正確性を担保するため、確定申告書の写し又は源泉徴収票の写しその他の説明資料を添付していただくことを引き続き要望する。

オ これらは、現行の条例及び規則において義務とされているものではない。しかしながら、市民に疑念を抱かせることのないよう、市長等及び議員が自ら積極的に情報を公開することは、政治倫理の向上のために必要とされていることから、条例及び規則の改正による対応を第一義とし、改正がされない場合であっても報告者の自主的かつ積極的な対応を要望するものである。

カ また、審査手続の円滑と正確な審査を期するため、報告書において明らかな疑義や審査会の過去の審査経過に照らして確認を要すると思われる事項について、審査会の会議の前に事務局を通じて確認を求めることについて、これに協力されるよう要望する。

(3) さらに、任期途中で辞職や選挙等の事情により報告書の提出や審査、公表等に疑義や支障が生じ、本市の政治倫理を後退させることがないよう、条例及び規則の内容を精査し、必要に応じ改正を行うよう引き続き要望する。

(4) 「自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定める」という条例の目的を徹底し、先の要望を踏まえた条例の見直しを含め今一度検討していただくことを要望し、当審査会の意見とする。

8 政治倫理審査会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
税 理 士	中尾 寿子	会 長
司 法 書 士	杉野 貴人	副会長
中 間 中 鶴 郵 便 局	井上 啓司	
中 間 市 婦 人 会	野崎 陽子	
選 挙 管 理 委 員 会	原田 慶雄	
中 間 商 工 会 議 所	日高 教夫	

[資料1] 資産等報告書等の記入状況

区 分	市長等			議員	合 計
	市 長	副市長	教育長	市議会議員	
職 名	市 長			1 6	1 7
人 数	1			1 6	1 7
1 資産等報告書					
土地	有			1 1	1 2
地上権・賃借権	無			0	0
建物	有			1 3	1 4
預貯金	無			7	7
有価証券	無			2	2
自動車・船舶等	無			1 0	1 0
ゴルフ場会員権	無			3	3
貸付金	無			0	0
借入金	有			3	4
2 所得等報告書					
総合課税					
事業所得	無			0	0
不動産所得	無			1	1
利子所得	無			0	0
配当所得	無			0	0
給与所得	有			1 6	1 7
雑所得	無			7	7
譲渡所得	無			0	0
一時所得	無			0	0
分離課税					
土地等の事業・雑所得	無			0	0
短期譲渡所得	無			0	0
長期譲渡所得	無			0	0
一般株式等の 事業・譲渡・雑所得	無			0	0
上場株式等の 事業・譲渡・雑所得	無			0	0
上場株式等の 利子・配当所得	無			0	0
先物取引の 事業・譲渡・雑所得	無			0	0
山林所得	無			0	0
受贈財産の課税価額	無			0	0

区 分	市長等			議員	合 計
	市 長	副市長	教育長	市議会議員	
職 名	1			16	17
人 数					
3 関連会社等報告書					
該当	無			5	5
4 税等の納付状況報告書					
税目					
所得税	有			16	17
事業税	無			0	0
住民税	有			16	17
固定資産税	有			10	11
国民健康保険税	無			7	7
軽自動車税	無			6	6
使用料等					
使用料	無			0	0

## 審 査 の 経 過

日 時	会 議 等 の 内 容
◎ 審査請求 6月13日(火)	○ 審査請求書の提出
◎ 第1回審査会の開催 7月11日(火) 10:00～ 市役所本館4階第1委員会室	○ 報告書の審査 ○ 条例第11条第2項による調査の決定
◎ 第2回審査会の開催 8月8日(火) 10:00～ 市役所本館4階第1委員会室	○ 調査結果の確認 ○ 報告書の審査 ○ 意見書案の検討 ○ 意見書の提出

### [資料3] 資産等報告書等の審査方法について

中間市政治倫理審査会における資産等報告書等及び税等の納付状況報告書の審査方法については、原則として、次の順序及び方法によって、審査を行うものとする。

#### 1 審査順序

審査は、市長等及び市議会議員の「資産等報告書 所得等報告書 関連会社等報告書 税等の納付状況報告書」に掲載された順に、「資産等報告書 所得等報告書 関連会社等報告書 税等の納付状況報告書 比較表」を参照しつつ行うものとする。

#### 2 審査方法

審査方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員各自が「資産等報告書 所得等報告書 関連会社等報告書 税等の納付状況報告書」の記入事項について、条例、規則等に基づき審査及び点検を行う。
- (2) 記入事項の適正についての調査
  - ア 同一年度の資産等報告書等における関連事項の比較対照
    - (ア) 不動産と固定資産税
    - (イ) 履歴と資産及び収入
    - (ウ) 収入と所得税及び市県民税
    - (エ) 収入と預貯金
    - (オ) 借入金と動産及び不動産
  - イ 新たに報告義務者となった者にあつては就任時の資産等報告書、引き続き報告義務者となった者にあつては前年度に提出された資産等報告書等及び前々年度に提出された資産等報告書等との比較対照

